

令和元年6月6日

第435回白石市議会定例会議案

目 次

第30号議案	固定資産評価員の選任について	・・・	1
第31号議案	教育委員会委員の任命について	・・・	2
第32号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第1号） （白石市市税条例等の一部を改正する条例）	・・・	3
第33号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第2号） （白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	・・・	22
第34号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第3号） （平成30年度白石市一般会計補正予算）	・・・	24
第35号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第4号） （平成30年度白石市国民健康保険特別会計補正予算）	・・・	25
第36号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第5号） （平成30年度白石市介護保険特別会計補正予算）	・・・	26
第37号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第6号） （平成30年度白石市下水道事業会計補正予算）	・・・	27
第38号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第7号） （平成31年度白石市一般会計補正予算）	・・・	28
第39号議案	白石市森林環境譲与税基金条例	・・・	29
第40号議案	白石市選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例	・・・	32
第41号議案	選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	・・・	34
第42号議案	平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に 関する条例の一部を改正する条例	・・・	37
第43号議案	平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料 の減免に関する条例の一部を改正する条例	・・・	39
第44号議案	白石市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例 の一部を改正する条例	・・・	41
第45号議案	白石市子育て支援・多世代交流複合施設条例	・・・	44
第46号議案	白石市介護保険条例の一部を改正する条例	・・・	50

第 3 0 号議案

固定資産評価員の選任について

次の者を固定資産評価員に選任したいから、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 0 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 山 家 英 男

生年月日

令和元年 6 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

第 3 1 号議案

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所

氏 名 小 室 秀 一

生年月日

令和元年 6 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

第 3 2 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

白石市市税条例等の一部を改正する条例（専決第 1 号）

（平成 3 1 年 3 月 3 1 日専決）

令和元年 6 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市市税条例等の一部を改正する条例

(白石市市税条例の一部改正)

第1条 白石市市税条例（昭和30年白石市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第33条の6第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第7条の3の2を次のように改める。

第7条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第33条の3及び第33条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第33条の7及び第33条の8第1項の規定の適用については、第33条の7中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第33条の8第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（

次項及び第3項において「都道府県知事等」という。)」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改め、同条第6項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第8項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第9項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同条第10項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条第11項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第17項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第20項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第21項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15

条第45項」に改め、同条第26項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第12条の3を次のように改める。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税の経過措置）

第12条の3 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項の規定に基づき、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3及び第25条の3の規定を適用しないこととする。

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第82条」を「第81条」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第82条」を「第81条」に、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
------	--------	--------

	6, 900円	3, 500円
	10, 800円	5, 400円
	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第82条」を「第81条」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3, 900円	3, 000円
	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第22条第3項中「の各号」を削り、同項第1号中「及び氏名」の次に「又は名称」を加え、同条第4項中「仮換地等（）」を「特定仮換地等（）」に、「仮換地等」を「特定仮換地等」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」

」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改める。

附則第24条（見出しを含む。）中「附則第15条第18項」を「附則第15条第19項」に改める。

附則第25条（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第26条（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第27条（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第45項」に改める。

附則第38条中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

第2条 白石市市税条例の一部を次のように改正する。

第35条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第35条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第35条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを

除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第35条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第35条の4第1項中「によつて」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項」を「第9項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

2 宮城県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車(法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。))又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。))の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 宮城県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段

を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2の2を附則第15条の2の3とし、附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第79条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、「第81条」を「第82条」に改め、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車

に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
---------	--------	--------

第2号ア(ウ)(i)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)(i)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)(ii)	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第3条 白石市市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成34年4月1日から平成35年3月

3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 3 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 1 6 条の 2 第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改める。

(白石市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 白石市市税条例等の一部を改正する条例（平成 2 8 年白石市条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 のうち、白石市市税条例第 8 1 条第 2 号アの改正規定中

「 (ウ) 4 輪以上のもの

(i) 乗用のもの

営業用 年額 6 , 9 0 0 円

自家用 年額 1 0 , 8 0 0 円

(ii) 貨物用のもの

営業用 年額 3 , 8 0 0 円

自家用 年額 5 , 0 0 0 円 」

を

「 (ウ) 4 輪以上のもの

(i) 乗用のもの

営業用 年額 6 , 9 0 0 円

自家用 年額 1 0 , 8 0 0 円

(ii) 貨物用のもの

営業用 年額 3 , 8 0 0 円

自家用 年額 5 , 0 0 0 円 」

に改め、同条例附則第 1 5 条の次に 5 条を加える改正規定（同条例附則第 1 5 条の 6 第 2 項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第 1 6 条第 1 項の改正規定中「初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第 4 4 4 条第 3 項に規定する」を「平成 1 8 年 3 月 3 1 日までに初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第 3 0 条第 1 項」を「

法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第5条 白石市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年白石市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、白石市市税条例第47条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第5号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第4項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中白石市市税条例第33条の6の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 平成31年6月1日

(2) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第7条の規定 平成31年10月1日

(3) 第2条中白石市市税条例第35条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正

規定並びに第35条の3の2、第35条の3の3及び第35条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 平成32年1月1日

(4) 第3条中白石市市税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定
平成33年1月1日

(5) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第8条の規定
平成33年4月1日

2 前項の規定に関わらず、附則第12条の3の改正規定は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の白石市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第33条の6並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第33条の6第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第33条の6第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（

		平成31年6月1日前に 支出したものに限り。）
	送付	送付又は白石市市税条例 等の一部を改正する条例 （平成31年白石市条例 第15号）附則第2条第 4項の規定によりなお従 前の例によることとされ る同条例第1条の規定に よる改正前の白石市市税 条例附則第9条第3項の 規定による同条第1項に 規定する申告特例通知書 の送付

4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の白石市市税条例（次項及び第3項において「32年新条例」という。）第35条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に平成32年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 32年新条例第35条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき白石市市税条例第35条の2第1項に規定する給与について提出する32年新条例第35条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 32年新条例第35条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する32年新条例第35条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の白石市市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の白石市市税条例（以下「31年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成

32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の白石市市税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第9条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第10条 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第38条の規定の適用については、同条中「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは「第48項若しくは第49項」とする。

第 3 3 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決第 2 号）
（平成 3 1 年 3 月 3 1 日専決）

令和元年 6 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白石市国民健康保険税条例（昭和30年白石市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第23条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附則第14項の見出し中「平成22年度以降」を「平成22年度から平成30年度まで」に改め、同項中「当分の、平成22年度以降」を「平成22年度から平成30年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の白石市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第 3 4 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 3 0 年度白石市一般会計補正予算（専決第 3 号）

（平成 3 1 年 3 月 2 9 日専決）

令和元年 6 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

第 3 5 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 3 0 年度白石市国民健康保険特別会計補正予算（専決第 4 号）
（平成 3 1 年 3 月 2 9 日専決）

令和元年 6 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

第 3 6 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 3 0 年度白石市介護保険特別会計補正予算（専決第 5 号）
（平成 3 1 年 3 月 2 9 日専決）

令和元年 6 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

第 3 7 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次とおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 3 0 年度白石市下水道事業会計補正予算（専決第 6 号）

（平成 3 1 年 3 月 2 9 日専決）

令和元年 6 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

第 3 8 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成 3 1 年度白石市一般会計補正予算（専決第 7 号）

（平成 3 1 年 4 月 1 日専決）

令和元年 6 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

第 3 9 号議案

白石市森林環境譲与税基金条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第27条に規定する森林環境譲与税を財源として、森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、白石市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

2 前項に規定するもののほか、銀行その他の金融機関に保険事故（預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項に規定する保険事故をいう。以下同じ。）が発生した場合において、第7条第1項に定める相殺をすることにより、これを本市の債務の償還に充てることができる。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、白石市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため必要な財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金に属する現金の保全)

第7条 市長は、第3条第1項の規定により基金に属する現金を預金として

管理している場合において、当該預金を受け入れている銀行その他の金融機関に保険事故が発生したときは、予算の定めるところにより、当該預金に係る債権と当該金融機関に対する本市の債務との相殺をすることができる。

- 2 前項に規定する相殺をした場合には、予算の定めるところにより、相殺をした金額を当該基金に積み立てなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第40号議案

白石市選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月6日

白石市長 山 田 裕 一

白石市選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例

白石市選挙公報発行に関する条例（昭和57年白石市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「文」を削り、同条中「掲載文（候補者の写真添付）を」を「掲載文及び写真を添付し」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の白石市選挙公報発行に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

第 4 1 号議案

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年白石市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（趣旨）」を付する。

第2条に見出しとして「（定義）」を付し、同条第1項中「、市長及び土地改良区の総代」を「及び市長」に改める。

第3条に見出しとして「（報酬）」を付し、同条第1項の表を次のように改める。

区分	報酬額
選挙長	1日につき 10,800円
投票所の投票管理者	1日につき 12,800円
期日前投票所の投票管理者	1日につき 11,300円
開票管理者	1日につき 10,800円
選挙立会人	1日につき 8,900円
投票所の投票立会人	1日につき 10,900円
期日前投票所の投票立会人	1日につき 9,600円
開票立会人	1日につき 8,900円
不在者投票の外部立会人	1日につき 10,900円（従事時間が7時間以下の場合は、10,900円に従事時

間を8.5で除した数を乗じて得た額)

第4条に見出しとして「(費用弁償)」を付する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第3条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を公示又は告示される選挙又は投票から適用し、施行日の前日までにその期日を公示又は告示された選挙又は投票については、なお従前の例による。

第 4 2 号議案

平成 2 3 年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に
関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例の一部を改正する条例

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例（平成23年白石市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「第292条第1項第9号」を「第292条第1項第10号」に改め、同条第2項中「第292条第1項第7号」を「第292条第1項第8号」に、「同項第8号」を「同項第9号」に改める。

第4条第1項中「第292条第1項第7号」を「第292条第1項第8号」に、「同項第8号」を「同項第9号」に改め、同条第3項中「第20条第3項」を「第20条第2項」に改める。

附則第4項の表中「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和元年度における国民健康保険税の減免措置の延長）

- 16 第1項から第3項まで、第7項、第9項、第11項、第13項及び第15項の規定にかかわらず、第4条第3項に係る者の内、帰還困難区域等及び上位所得層（世帯に属する国民健康保険の被保険者について、平成30年の国民健康保険法施行令第29条の3第2項に規定する基準所得額を合算した額が、600万円を超える世帯）を除く旧避難指示区域等の被保険者については、令和元年度分についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成23年度」とあるのは「令和元年度」と、第5条中「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者（平成23年度から平成30年度までの申請済者を除く。）」と、「平成23年7月31日」とあるのは「令和元年7月31日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市税の減免に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

第 4 3 号議案

平成 2 3 年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料
の減免に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例

平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例（平成23年白石市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「第292条第1項第9号」を「第292条第1項第10号」に改め、同条第2項中「第292条第1項第7号」を「第292条第1項第8号」に、「同項第8号」を「同項第9号」に改め、同条第4項中「第20条第3項」を「第20条第2項」に改める。

附則に次の1項を加える。

13 第1項から第4項まで、第6項、第8項、第10項及び第12項の規定にかかわらず、第2条第4項に係る者の内、帰還困難区域等及び上位所得者（法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額）が633万円以上である者）を除く旧避難指示区域等に住所を有している者については、令和元年度分の保険料についても、この条例の規定を適用する。この場合において、同項中「平成23年度」とあるのは「令和元年度」と、第3条中「受けようとする者」とあるのは「受けようとする者（平成23年度から平成30年度までの申請済者を除く。）」と、「平成23年7月31日」とあるのは「令和元年7月31日」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の平成23年東日本大震災による災害被害者に対する白石市介護保険料の減免に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

第 4 4 号議案

白石市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例
の一部を改正する条例

白石市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成24年白石市条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

白石市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例

第1条中「課税免除」の次に「又は不均一課税」を加える。

第2条の見出しを「（課税免除）」に改め、同条中「当該土地に限る」の次に「。次条において同じ」を、「賦課期日とする年度」の次に「をいう。次条において同じ。」を加える。

第5条を第6条とする。

第4条（見出しを含む。）中「免除」を「免除等」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出し中「免除」を「免除等」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

前条の規定により固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用（以下「免除等」という。）を受けようとする者は、免除等を受けようとする年度の法定納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

第3条第1項第1号中「免除」を「免除等」に改め、同条第2項中「課税免除」を削り、「免除」を「免除等」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

（不均一課税）

第3条 復興産業集積区域内において、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に、対象施設等を新設し、又は増設した者（法第2条第3項第2号イ又はロに掲げる事業を実施する個人事業者又は法人で法第37条第1項若しくは第39条第1項に規定する指定事業者又は法第40条第1項に規定する指定法人に該当するものであって認定日から令和3年3

月 3 1 日までの間に当該指定事業者又は指定法人として指定を受けたものに限る。) について、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以降 5 箇年度に限り、当該固定資産税の税率は白石市市税条例（昭和 3 0 年白石市条例第 7 号）第 6 1 条の規定にかかわらず、これに規定する率に 4 分の 1 を乗じて得た率とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の白石市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の規定は、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

第 4 5 号議案

白石市子育て支援・多世代交流複合施設条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市子育て支援・多世代交流複合施設条例

白石市子育て支援・多世代交流複合施設条例（平成30年白石市条例第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、白石市子育て支援・多世代交流複合施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 子どもの健全な遊び及び創造的な体験並びに親子間等の交流の場を提供し、次代を担う子どもの健全な育成と子育て支援を図るため、白石市子育て支援・多世代交流複合施設（以下「子育て支援施設」という。）を設置する。

2 子育て支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
こじゅうろうキッズランド	白石市福岡長袋字八斗蒔38番地1

（指定管理者による管理）

第3条 市長は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に子育て支援施設の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条第1項に規定する設置の目的を達成するための事業に関する業務
- (2) 子育て支援施設の利用の許可に関する業務
- (3) 子育て支援施設の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第5条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところ

に従い、適正に子育て支援施設の管理を行わなければならない。

(開館時間)

第6条 子育て支援施設の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第7条 子育て支援施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(1) 木曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは翌平日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(利用許可等)

第8条 子育て支援施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、子育て支援施設の利用が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その利用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるとき。

(2) 施設、附属設備、器具等を毀損するおそれがあるとき。

(3) その他子育て支援施設の設置の目的に反するとき。

(利用者の遵守事項)

第9条 前条の規定により子育て支援施設の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 利用する権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(2) 施設、附属設備、器具等は利用終了後直ちに原状に復すること。

(3) 利用目的以外に利用しないこと。

(4) その他規則で定める事項

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の定め違反した場合は、利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

2 前項の規定による利用許可の取消し又は利用の停止によって利用者に損害が生じても、指定管理者はその責めを負わない。

3 利用者が子育て支援施設の利用を取りやめようとするときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(利用料金)

第11条 子育て支援施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

2 利用者は、子育て支援施設の利用許可を受けたときに指定管理者に利用料金を支払わなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、利用料金を後納することができる。

3 利用料金は指定管理者の収入とする。

4 既に納入した利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、規則の定めるところにより、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(損害賠償)

第13条 故意又は過失により子育て支援施設の施設、附属設備、器具等を毀損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 白石市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年白石市条例第16号）の規定による指定管理者の指定の手續等の行為並びにこの条例による改正後の白石市子育て支援・多世代交流複合施設条例（以下「新条例」という。）第11条第1項の規定による市長による利用料金の承認及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第3条第1項の許可を受けている者は、新条例第8条第1項の許可を受けたものとみなす。

別表第1（第11条関係）

区分	利用料金
個人	1回につき 1,020円（発行日限り有効）
障がい者	1回につき 810円（発行日限り有効）
団体	1回につき1人 810円（発行日限り有効）

備考

1 この表における区分が適用される条件は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 個人 生後6か月以上の者

(2) 障がい者 規則で定める身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(3) 団体 20人以上で利用する場合で、規則で定める手續により団体利用決定を受けた者

- 子育て支援施設に入場する生後6か月未満の者の利用料金は、無料とする。

別表第2（第11条関係）

種類	利用料金
パスポート	10,200円
回数券	10,200円

備考

- パスポートは、発行日から6か月間有効とし、記名者本人のみ有効とする。
- 回数券は、11回分とし、1回分で利用できるのは、1日限りとする。

第 4 6 号議案

白石市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 6 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市介護保険条例の一部を改正する条例

白石市介護保険条例（平成12年白石市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成30年度から平成32年度までの各年度」を「令和元年度及び令和2年度」に、「29,160円」を「24,300円」に改め、同条第3項中「前2項」を「前4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「24,300円」とあるのは、「40,500円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「24,300円」とあるのは、「46,980円」と読み替えるものとする。

第17条から第20条までの規定中「を科する」を「に処する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第2条の規定は平成31年4月1日から適用する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の第2条の規定は、令和元年度分の介護保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の介護保険料については、なお従前の例による。